

豊中駅周辺・庄内駅周辺・千里中央駅周辺 は

美化推進重点地区 です！

重点地区の
指定は…

重点地区では市が積極的に美化推進施策を実施します。
(美しいまちづくりの推進に関する条例第 13 条)

市内 8 駅周辺の不特定多数の往来状況・ポイ捨て状況の調査・アンケート調査などの結果を踏まえ、平成 17 年 11 月 21 日に豊中駅・庄内駅の各駅周辺を指定し、平成 23 年 4 月 1 日に千里中央駅周辺を新たに指定しました。

重点地区では…

美化推進重点地区

ポイ捨てをしない・犬のふんの放置をしない・まちの美観を損なう屋外広告物の表示などのない地区をめざします。

美化啓発行事や強化月間で啓発・指導を実施します。

地区表示板
横断幕の設置
ポスターの掲出
パンフレット配布

定期活動



自主活動

<市>

- ・美化清掃(公共管理地部分)
- ・巡回指導・広報等による啓発

<地域>

- ・自治会、老人クラブ等の地域清掃
- ・商店街、事業所での環境美化活動

連携

一年毎のポイ捨て調査の実施

指定期間は三年を目途とし、評価します

市民・行政協働評価

- ★まち美化活動協定
- ★アダプトシステム事業
- ★とよなか美はり番

の推進

☆地域が主体となった
環境美化活動の発展

★美化推進重点地区で「捨てないひとづくり・捨てにくい地域づくり」を展開することにより、市内全域への波及効果を期待します。

※美化推進重点地区では、次の場合に 1,000 円の過料が科せられることがあります。
(回収命令に違反した場合)①公共の場所でのポイ捨て②公共の場所での犬のふんの放置